

大規模災害時における東成区災害時協力企業等
登録制度に基づく地域との支援協力に関する覚書

(甲) 深江連合振興町会

(乙) 瓜生製作株式会社

覚 書

東成区災害時協力企業等登録制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき、地域と事業所及び行政機関が一体となった災害に強いまちづくりを進めるため、深江連合振興町会及び（以下「甲」という。）瓜生製作株式会社（以下「乙」という。）は、南海トラフ巨大地震や風水害等の大規模災害時における支援協力について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東成区内の甲の属する地域内で発生した大規模災害時において、甲の組織する自主防災組織が実施する自主防災活動に対して、乙が要綱第4条に規定する協力を行う場合のほか、必要な事項（以下「地域支援協力」という。）を定め、地域への社会貢献と安全確保に資することを目的とする。

（地域支援協力の内容）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる地域支援協力について、乙の自衛消防活動その他事業所運営を阻害しない範囲において行うものとする。

- （1）乙の組織する自衛消防隊による初期消火活動及び救助活動
- （2）乙が所有する消火器や救助活動に必要な資器材の提供
- （3）前各号に掲げるほか、前条の目的を達成するために必要と認められるもの。

2 地域支援協力を要した経費は乙が負担する。また、提供する自らの資器材の破損等についても同様とする。

3 地域支援協力の要請

- （1）甲は、甲の属する地域内で発生した大規模災害時に必要がある場合は、乙に地域支援協力を要請することができるものとする。
- （2）甲から受けた協力要請に関し、地域支援協力の開始時期及び区域は、乙の判断により決定するものとする。

4 地域支援協力を効果的に推進するため、甲及び乙は随時協議を行うものとし、具体的な実施事項については、相互の合意により決定する。

（平時の連携体制）

第3条 甲及び乙の支援協力体制を図るため、平時は必要に応じて甲の行う防災訓練等への乙の参加について連携を図るものとする。

2 前項の防災訓練等を実施するにあたり、この覚書の効果的な運用を図るため、甲の自主防災組織及び乙の自衛消防隊は、積極的に東成消防署が実施する技術指導を受けるものとする。

(覚書の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、覚書内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日からの1年間は、この覚書は更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項が発生した場合は、その都度、甲及び乙で協議して定める。

附 則

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 深江連合振興町会

連合町会長

印

乙 瓜生製作株式会社

代表取締役社長

印